

第3章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の根幹をなすものである。

災害の予防は基本法第47条に定める災害予防責任者（指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体、その他防災上重要な施設の管理者）がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のために必要とする施策を確実に実施し、災害発生の原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

災害発生が予想される区域については、次に定める「災害危険区域現地調査実施要領」に基づき総合的な実施調査を行い、その結果をもとに防災関係機関は危険な箇所における災害防止対策を講ずるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

「災害危険区域現地調査実施要領」

1 目的

町防災会議は、この要領に基づき現地調査を通じ、災害危険区域の把握を行い、災害を未然に防止することを目的とする。

2 調査の方法

町防災会議は、関係機関の協力を得て、別に定める調査基準に従い災害危険区域を調査し、把握するものとする。

3 調査対象区域

(1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域

(2) 高波・高潮・津波等危険区域

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

海岸地域で、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を要する区域

(4) 地すべり・がけ崩れ等危険区域

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

(5) 土石流危険区域

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

(6) 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）

知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域

4 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 危険区域の現況
- (2) 予想される被害の規模
- (3) 法律等における指定状況との関連
- (4) 防災関係機関における整備計画

5 調査実施の時期

調査は、融雪出水期前、台風襲来期、その他異常な自然現象、大規模災害発生のおそれのある時期等について、防災上必要と認められる場合に行う。

6 調査結果の取扱い

- (1) 町防災会議は、現地調査完了後速やかに関係機関へ報告するものとする。
- (2) 町防災会議は、災害危険区域を町防災計画に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。
- (3) 防災関係機関は、治山治水計画、災害発生防止計画、その他必要とする事業計画の実施について配慮するものとする。

第1節 防災思想普及・啓発計画

防災関係職員及び住民に対する災害予防応急対策と防災知識の普及は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 福島町、北海道

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。

イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

ウ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できよう公開に努める。

エ 住民への防災知識の普及・啓発においては、防災知識や技術を身につけた北海道地域防災マスター等の地域の防災活動におけるリーダーの育成に努め、連携を図る。

2 配慮すべき事項

(1) 東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及、啓発に努める。

(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

(1) 各種防災訓練の参加普及

(2) 町広報紙、町ホームページ

(3) 新聞、テレビ、インターネットの活用

- (4) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (5) 映画、スライド、ビデオ、パネル等の活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) 学校教育、社会教育を通しての普及
- (8) 防災イベントや研修会、講演会等の開催
- (9) その他

4 普及・啓発を要する事項

- (1) 防災計画の概要
- (2) 災害に関する一般知識
- (3) 自助（備蓄）の心得
- (4) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ その他
- (5) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査委及び報告の要領・方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 避難時の心得
 - オ 被災世帯の心得

5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害予防等の知識及び防災に関する実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとする。
- (4) 社会教育においては、PTA、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用して、災害現象、防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災ボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、単独、または関係機関と緊密な連絡をとり各種の防災訓練を実施し、防災についての知識及び技能の向上並びに防災意識の普及と向上を図る。

1 防災訓練実施機関

防災訓練は、町、渡島西部広域事務組合、福島消防署及び防災訓練関係機関が自主的訓練計画を作成し、防災についての知識及び技能の向上並びに防災意識の普及と向上を図る。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。

2 防災訓練の種別と実施方法

(1) 水防訓練

各種水防工法、水防資機材の輸送、通報、伝達等を行う。

(2) 消防訓練

ア 出動訓練

出動準備の迅速、かつ、的確性を期するため、機械の調整及び器具の装備点検を行う。

イ 操縦訓練

地理、水利の周知徹底並びに水利施設及び消防自動車等の操縦を行い、技術の向上を図る。

ウ 放水訓練

放水技術の向上を図るために行う。

エ 救助訓練

人命救助作業の迅速、確実を期し、的確な救助技術の習得を図るため、建築物件の利用及び救助器具の取扱いを行う。

オ 通信訓練

通信の迅速、かつ、確実な運用を期するため、通信用語及び運用等を行い習熟を図る。

カ その他の訓練

病院、学校、ホテル、官公署を対象とした自主防火訓練を行う。

(3) 避難訓練

避難の指示、伝達方法、避難場所等の開設、避難誘導及び給水給食等を行う。

(4) 災害通信連絡訓練

警報伝達、情報連絡訓練並びに通信施設の点検等を行う。

(5) 非常招集訓練

災害対策本部員、防災関係機関の業務従事者の招集を行う。

(6) 大火訓練

消防機関の出動、隣接市町村の応援、避難、立退き、救出救助、消火、広報、情報連絡を織り込んだ訓練を実施する。

(7) 地震津波訓練

住民の初期消火、津波に関する海岸線監視、同時多発火災避難、大火訓練広報、津波警報伝達等を織り込んだ訓練を実施する。

(8) 火山噴火訓練

渡島大島の噴火を想定した避難、立退き、救出救助、広報、情報連絡を織り込んだ訓練を実施する。

(9) 総合訓練

各種の災害を想定して、防災関係機関と協力して図上訓練等、総合的防災訓練を行う。訓練の実施要領は、その都度定めるものとし、訓練効果のある時期に適宜実施する。

(10) 個別訓練

大雨、土砂災害、地震、津波などの具体的な災害を想定し、町内会等を特定した防災訓練を実施します。

3 民間団体等との連携

町及び防災関係機関は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第3節 重要警戒区域及び整備計画

災害が予想される重要警戒区域の状況を調査し及び災害対策が講ぜられるようにするための整備計画については次のとおりである。

1 重要警戒区域の指定

(1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域

(2) 高波・高潮・津波等の危険区域

海岸地域で、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を要する区域

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

(4) 地すべり・がけ崩れ等の危険区域

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

(5) 土石流危険溪流区域

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

(6) 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）

知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域

2 整備計画

重要警戒区域は、災害予防のため随時調査を行うが、その他異常な自然現象等による防災上必要が生じた時に行うものとし、必要によって応急措置を講ずるとともに、早急に整備計画を樹立するものとする。

また、これら災害発生時においては、ただちに被害を防止するために、各種の防災用資材の運用につき確保するものとする。

3 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）における特記事項

前項(5)に示した土砂災害警戒区域等について、警戒避難体制の基本方針を示す。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

ア 土砂災害警戒区域等の周知

前項(5)に示す区域の指定があったときは、指定区域の図書を縦覧するとともに、

指定区域の住民周知を図る。

イ 土砂災害ハザードマップの作成・配布

区域の指定があったときは、土砂災害警戒区域等及び避難場所・避難路等を記したハザードマップを作成し、地域住民に配布する。

ウ 警戒・避難に関する情報の収集及び伝達

気象庁、北海道、防災情報提供機関及び報道機関が提供する気象、降雨や警戒避難に関する情報を電話、インターネット、テレビ、ラジオ等により収集する。また、これらの情報の収集方法及び土砂災害の予兆現象の把握方法について住民に周知する。

(2) 避難勧告等の判断及び伝達

ア 避難勧告等の判断

避難勧告等は、土砂災害に関する情報を収集したうえ、過去の土砂災害発生状況、土砂災害の予兆現象、周辺地域での発生状況等を総合的に分析した上で判断する。なお、地区住民が自ら予兆現象を確認した時は、町に通報するとともに住民が自発的に警戒避難するよう助言する。

イ 避難勧告等の伝達

避難勧告等の伝達方法は第4章第2節「災害情報等の収集及び伝達計画」を基本とする。

(3) 避難・救助

ア 避難路・避難場所

避難路は、防災マップ等に示すとおりとする。避難場所は、別に示すほか、ハザードマップにも記載する。

イ 避難の方法及び救助

住民の避難誘導にあたっては、第4章第6節「避難対策計画」に基づき、関係機関との連携により行うものとし、この際、避難行動要支援者にも十分配慮する。

(本章第15節避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画参照)

ウ 自主防災組織

自主防災組織は、本章第16節「自主防災組織育成指導計画」に基づき、育成・強化を図る。

第4節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、または被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次のとおりである。

1 水防組織

町は、第2章第2節「災害対策本部」に定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総轄は総務対策班において行うものとする。

2 町の措置

(1) 警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため防災行政無線の保守整備に努めるとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

なお、町内における水防危険区域については、本章第3節「重要警戒区域及び整備計画」に定めるところによる。水防資機材の整備状況等については、本章第12節「食料の調達・確保及び防災資機材等の整備」に定めるところによる。

(2) 浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなどの措置を講ずるものとする。

3 水防計画

水防に関する計画は、本来、水防法に基づき作成する福島町水防計画の定めるところによるが、当面は第4章第11節「水防計画」によるものとする。

第5節 風害予防計画

風による公共施設等の災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 予防対策

学校や公共施設等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、気象情報や予警報に十分注意し、状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第6節 雪害予防計画

大雪、なだれ等において迅速かつ的確な除雪を実施し、道路交通の確保及び交通安全、消防対策を図るための雪害の予防及び応急対策は本計画の定めるところによる。

1 町道の交通確保

大雪により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除雪を実施するものとし、昼夜交通を確保することを原則とするが、住戸数及び交通量を勘案して、緊急順位を決定するものとする。

路線の緊急順位は次のとおりとする。

- (1) 主要となる幹線道路
- (2) 公共施設に通ずる町道
- (3) 通学用道路となっている町道

2 積雪時における消防対策

消防水利周辺及びこれに通ずる道路の除雪には特に留意し、消防団員、地域住民の協力を得て、火災発生時の消防活動に万全を期するものとする。

異常降雪及び吹雪、なだれ等のため、消防車両の通行が停止し、または停止するおそれがある場合は、小型動力ポンプの人力搬入等の対策を講ずる。

その他の消防対策は本章11節の「消防計画」によることとする。

3 除雪車出動の要請先

町道において、特に交通確保を必要とする除雪路線の降雪の状況が除雪必要量に達したときは、町により速やかに除雪を実施するが、防災上急を要する場合は、建設対策班へ除雪車出動の要請をするものとする。

4 孤立予想地域及び医療助産対策

大雪、なだれ等による交通が途絶した孤立地域の食料の供給、救急医療対策については、町有除雪機械を活用し、万全を期すほか、必要に応じて民間所有の機械を借り上げ、車道確保に努めるものとする。長時間の孤立によって食料等が極度に不足した場合、または急病発生が発生した場合等においては、関係機関の協力を要請し、雪上車、ヘリコプター等により救急処理を講ずるものとする。

5 なだれ警戒対策

町長及び関係機関、各道路管理者は、常に的確な積雪情報を把握し、なだれ発生危険

箇所の点検を実施するほか、表示板を掲示するなどして必要な情報を住民に周知徹底を図り、状況に応じて必要な対策措置をとるものとする。

6 建造物雪害対策

積雪量が大量となり、住家及び建造物等に被害をもたらすおそれのある場合は、住民に対し雪下ろし作業の励行をPRするとともに、町内会等を通じて屋根の雪下ろし作業を組織的、計画的に行うこととする。

特に、高齢者世帯に対しては、支援を図るものとする。

7 雪捨場

雪捨場の設定については、溢水災害等に十分配慮して指定するものとする。

第7節 融雪災害予防計画

本計画は、融雪による河川の溢水、低地帯の浸水等の災害に対応するための方策について定めることを目的とする。

1 気象情報の把握とその伝達

融雪による災害を防止するため、函館地方気象台から発表された融雪注意報を受理したとき及び融雪量及び降水量の状況から融雪出水の発生するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通知するとともに、関係住民に周知するものとする。

2 融雪予防体制

融雪による出水、雪崩、がけ崩れ、地すべり等災害を予防するため、関係各課及び関係機関と協力して情報交換や連絡体制を確立し、第4章第11節「水防計画」に定めるところによるほか、融雪による災害等警戒区域の予防対策を講ずるものとする。

3 警戒区域等の巡視

水防上重要な警戒区域の災害を未然に防止し、また融雪による被害の拡大を防止するため、建設対策班長（建設課長）は、重要警戒区域の巡視を行い、次の状況を総務対策班長（総務課長）に報告するものとする。

- (1) 融雪出水の状況
- (2) なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所

4 障害物の除去

建設対策班（建設課）及び関係機関は、積雪、排雪、結氷、なだれ等により河道が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、または橋梁の流失を防ぐため、河川管理者と連絡をとり融雪出水前に河道内及び側溝等の障害物の除去に努め、流水能力の確保を図るものとする。

5 道路の除雪

なだれ、積雪、融雪等による滞留水により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、各道路管理者と連絡をとり、除雪に努める。

第8節 高波・高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防計画は、次のとおりである。

1 警報等の伝達等並びに周知及び避難体制

- (1) 当町においては、必ずしも秋季の台風時のみならず、冬季春先の発達した低気圧の影響による、漁船・漁具や水産施設などの被害もみられる。そのため、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等の所要の措置を講じ、日頃より水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 住民に対して、防災行政無線による高潮警報等の迅速な伝達、また、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制については第4章第6節「避難対策計画」に定めるところによる。

第9節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、本章第3節「重要警戒区域及び整備計画」に定めるとおりである。

2 予防対策

町は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定地域について、本計画において、土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び予警報の発令・伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等について本計画に定め、住民の安全を確保するものとする。
- (2) 本計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 本計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3 形態別予防計画

(1) 地すべり等予防計画

住民に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・

啓発を図る。

(3) 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(4) 土石流予防計画

住民に対し、土石流溪流の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第10節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防ぎよするために必要な措置事項は、次のとおりである。

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、防災の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第11節 消防計画

施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災、または地震等の災害を防除し、その被害を軽減するための計画は、次のとおりとする。

なお、福島町、松前町、知内町、木古内町で構成する渡島西部広域事務組合消防本部において具体的な計画を定めるものとする。

1 消防体制の整備

(1) 消防計画の充実

消防計画の策定にあたっては、本計画の内容を踏まえ、各種災害に対し効果的な消防活動を行えるよう一層の充実を図るものとする。

(2) 火災防ぎょ対策

計画の内容は、火災予防及び火災防ぎょを中核とした消防の業務全般を網羅した計画とし、さらに消防機関が火災以外の災害の防除または発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期する内容とする。

(3) 消防の対応力の強化

町は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、北海道消防広域基本計画を踏まえ、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

3 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

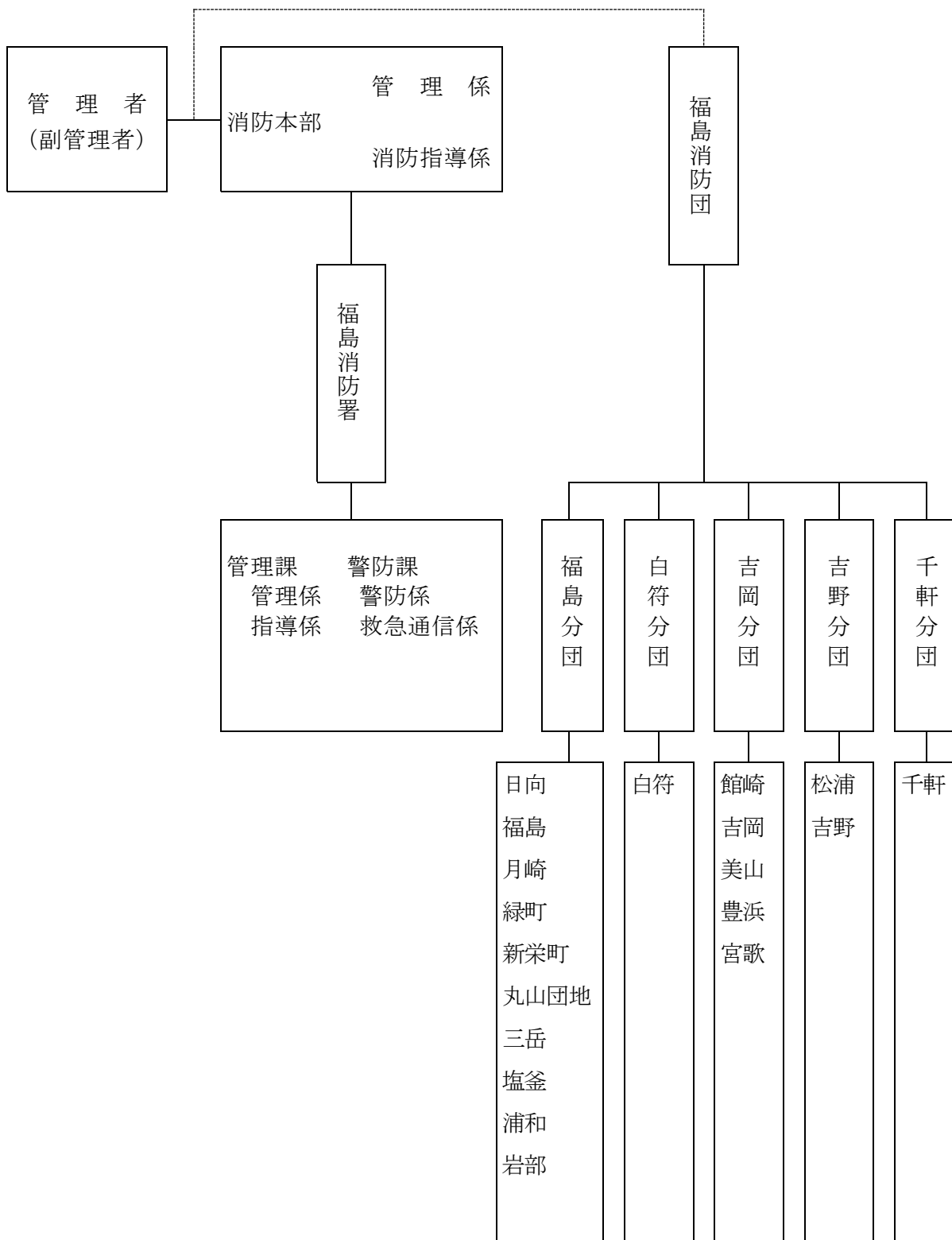
4 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ「北

海道広域消防相互応援協定」や本章第32節「広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村への応援を要請するものとする。

別表 事務機構

(1) 平常時の事務機構



(2) 非常時の事務機構



■第3章 災害予防計画

- 備考1 非常災害時の事務機構は、火災または水害が発生し、その防災活動に全消防職・団員を招集し、当該町に災害対策本部が設置された場合の事務機構である。
- 2 人員及び車両は、本部並びに災害地以外の消防職・団員及び消防車若しくは借上げ車両を充てる。

第12節 食料の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

町及び各関係機関は、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、食料及び飲料水等の確保を図るとともに、防災倉庫の増設に努めるものとする。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

1 食料等の確保

- (1) あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄及び調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。
- (2) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。

2 防災資機材の整備

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るため計画的な整備に努める。また、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結

災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、町のみで備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷地にある町の地域特性から冬期間での災害発生に対応する暖房器機等や暖房用燃料確保については具体的対策が不可欠である。さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されることから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、食料や応急物資の確保に万全を期すものとする。

第13節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所（以下「避難場所等」という。）の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりとする。

1 避難場所等の選定・確保及び標識の設置

(1) 町は、大規模災害、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所等及び避難路の整備を図るとともに、避難場所等、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備するものとする。

また、観光地や昼夜の人口変動が大きい地域にあっては、それらを考慮したものとする。

(2) 建築物が密集する市街地は、大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする広域避難場所を整備するものとする。

なお、避難場所等の定義については、第4章第6節「避難対策計画」によるものとする。

(3) 町は、津波警報など避難の必要が予想される警報が発せられた場合に、住民の安全かつ迅速な避難を確保するため、避難時間の短縮・日常生活などを考慮した避難場所等及び避難路の指定・整備に努めるとともに、避難場所等、避難経路について、住民への周知徹底に努めるものとする。

(4) 町は、津波から住民の安全を確保するため、地形・標高を考慮した避難場所等を指定、整備するとともに、高層建物などは、施設管理者の協力を得て緊急避難所とする。

なお、指定・整備にあたっては、特に高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の避難に十分配慮するほか、次の事項に留意すること。

ア 津波に対する避難場所等は、予想される浸水の深さに対する安全性を考慮したものであること。

イ 津波の到達が予想される時間内における避難場所等への到達可能時間を考慮したものであること。

2 避難所の確保及び管理

町は、災害による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失したものを収容するための避難所をあらかじめ選定・確保し、整備を図るものとする。

また、火山などの影響範囲の大きい災害については、当該市町村の避難所に収容しきれない場合があることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。

(1) 避難所の選定要件

- ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- イ 津波、浸水等の被害のおそれがないこと。
- ウ 給水、給食等の救助活動が可能なこと。
- エ 地割れ、崖崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。
- オ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
- カ その他被災者が生活する上で適当と認める場所であること。

(2) 避難所の管理

- ア 避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- ウ 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

3 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危機が切迫した緊急時において町民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を制定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

4 指定避難所の確保

- (1) 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。
 - ア 規模被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
 - イ 構造速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造設備を有すること。
 - ウ 立地想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
 - エ 交通車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
 - ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について留意するものとする。
 - ア 指定避難所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについて定める等、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - イ 指定避難所では生活することが困難な障がい者等
 - ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮しつつ、事前に教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認められるときは指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

5 福祉避難所の確保及び管理

町は、避難場所における要配慮者の負担を軽減する観点から、要配慮者に適した設備等を有している施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。また、特別なケアが必要となる避難者のために、高齢者福祉施設等とあらかじめ応援協定を締結し、福祉避難施設として指定する。

(1) 福祉避難所の選定要件

- ア 建物自体の安全性が確保されていること。
- イ バリアフリー化され、施設内の要配慮者の安全性、利便性が確保されていること。
- ウ 要配慮者の特性を踏まえ必要な空間が確保されること。

(2) 福祉避難所の管理

- ア 福祉避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
- イ 福祉避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- ウ 休日・夜間等における福祉避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

6 各避難所の整備

- (1) 各避難所は、避難行動要支援者等が避難生活に支障をきたすことがないように、バリアフリーなど整備をしておくこと。
- (2) 各避難所は熱中症などの気温による疾病を防ぐために冷暖房機器を整備すること。
- (3) 避難所は避難住民の通信手段を確保するため、インターネット回線の整備をすること。
- (4) 上記の事項が停電時でも確実に運用できるよう、非常用電源の整備をすること。
- (5) 救助法が適用された場合において、町が福祉避難所を設置した場合、生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）の配置を行うものとする。

7 避難場所等の住民への周知

避難場所等の指定にあたっては、住民に対し、次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 避難場所等の周知。避難場所等は資料編「避難場所等一覧」のとおりとする。
 - ア 避難場所等の名称・所在地
 - イ 避難対象世帯の地区割り
 - ウ 避難場所等への経路及び避難手段
 - エ 避難時の携帯品等注意すべき事項
- (2) 避難のための知識の普及
 - ア 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など
 - イ 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携帯品など
 - ウ 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

8 避難計画

町は、下記の事項に留意し計画を作成するものとし、特に高齢者、障害者及び外国人等の避難行動要支援者が、災害時において安全、かつ、迅速な避難を行うことができるよう配慮する。また、避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成する。

- (1) 避難勧告、または指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難行動要支援者に関する情報（避難準備情報を含む）の把握、共有及び地域住民への周知
- (3) 指定緊急避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 指定緊急避難場所等への避難経路及び誘導方法
- (5) 指定緊急避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (6) 指定緊急避難場所等の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 医療、日用必需品の支給
 - エ 負傷者に対する応急救護
- (7) 指定緊急避難場所等の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (8) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線による周知
 - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 住民組織を通ずる広報

9 防災上重要な施設の管理者

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難場所）
- (2) 避難の経路
- (3) 患者等の避難方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

(5) 保健、衛生及び給食等の実施方法

10 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備を検討する。なお、個人データの取り扱いには、十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第14節 相互応援体制整備計画

大規模災害が発生し、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、または他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

1 基本的な考え方

町及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ効率的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるものとする。

また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から支援を受けることができるよう、必要な準備を整えるものとする。

2 相互応援体制の整備

- (1) 町は、道や他の市町村等の応援要求が迅速に行われるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村との連絡先を共有するなど、受援体制を整えておくものとする。
- (2) 防災関係機関は、あらかじめ、道、町、その他防災関係機関との連絡の共有を図るとともに災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第15節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等いわゆる要配慮者が被害を受け
る場合が多い。

このため、町及び社会福祉施設等管理者は、要配慮者の安全を確保するため、住民、
自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の
整備に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者対策

町は、防災担当課と福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係
機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度
関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の
要配慮者の避難支援の体制を整備し、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の
策定等に努めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿作成にあたっては、次の項目について定めるものとし、電子
媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

(イ) 避難行動要支援者名簿作成に関する関係部署の役割分担

(ウ) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(エ) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

イ 平常時における避難行動要支援者名簿情報の提供

平常時における避難行動要支援者名簿の提供については、避難行動要支援者名簿
に記載されている者のうち、同意を得ている者の避難行動要支援者名簿情報とする。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留
意する。

ウ 避難行動要支援者名簿情報を提供する場合の配慮

避難行動要支援者名簿情報の漏えい防止のため、必要な措置を避難行動要支援者
名簿情報の提出先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずること。

エ 緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力の下に、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡
体制の確立を図る。

オ 避難体制の確立

町は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ援助者を定めておくなど具体的な措置を講じておく。

カ 防災教育、訓練の充実等

町は、要配慮者自身の対応能力を高めるために、要配慮者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

キ 福祉避難所の整備

要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「福祉避難所」という。）を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など要配慮者の避難支援体制の整備に取り組むこと。

(2) 社会福祉施設等の対策

ア 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者や入居者が寝たきり老人や心身障害者（児）等、いわゆる要配慮者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、社会福祉施設の管理者は、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速、かつ、的確に対応するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制を確保する。

また、平常時から町及び消防機関と連携し、施設相互間及び近隣住民並びにボランティア組織等と入所者の実態に応じた協力が得られる体制の整備に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を深めるための防災教育を定期的実施する。

2 援助活動

適切な援助活動を行う対策は、次のとおりである。

(1) 避難行動要支援者の確認、早期発見

町は、災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否確認に努める。

(2) 避難所等への搬送

町は、避難行動要支援者を発見した場合、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所若しくは福祉避難所への搬送

イ 病院への搬送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

3 在宅者対策

(1) 緊急通報システム等の整備

町は、単身の老人及び障害者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高める。

(2) 防災知識の普及・啓発

道及び町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、災害時の際にとるべき行動など啓発のためパンフレット等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努力する。

4 病院入院患者等対策

病院・診療所等施設管理者は、入院中の寝たきり老人及び、乳幼児、重傷患者等自力で避難することができない患者等について、看護師詰所に隣接した病室やできる限り低い階で避難救出が容易な病室に収容するなど、特別な配慮をするよう努めなければならない。

5 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件、環境整備に努めるとともに、あらゆる機会を通じて防災対策の周知を図る。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所等、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施

第16節 自主防災組織指導育成計画

災害の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分の地域は自分で守る」という精神のもとに自主防災体制の整備、育成を推進する。また、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、事業所等と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

2 自主防災組織の育成指導

町は、地域防災活動を推進するため、町内会等を中心とした自主防災組織の育成を図り、地域の女性の参画促進に努めていくものとする。

また、町は結成された自主防災組織が、災害時に有効に活用できるよう組織の充実強化を図るための指導及び支援を行うものとする。

3 事業所等の防災組織

- (1) 多数の客等が利用し、または従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所及び、自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所は、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質向上に努めるものとする。
- (2) その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が大切なので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民一人ひとりが適正な措置をとることができるようにするために、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが重要である。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練は通常次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

(ア) 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また地域における被害状況等をこれらの機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火器等を使用して訓練を実施し、消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 救出救護訓練

家屋の崩壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(エ) 図上訓練

一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場にたった図上による訓練を行う。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるのが多く考えられるので、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織として定期的に点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましい。これらの資機材は日頃から点検して、非常時において直ちに使用できるようにする。

オ 避難行動要支援者の状況掌握

自力で避難することが困難な避難行動要支援者の状況を掌握するとともに災害時の支援体制づくりを行うこと。

(2) 警戒宣言時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時において防災関係機関の提供する情報を住民に伝達し、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に町へ報告するとともに防災関係機関の提供する情報を伝達して町民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(エ) 防災行政無線施設の活用

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を行うよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、バケツなどを使い、隣家が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施するとともに、防災関係機関が活動するまでの間、負傷者に対しては応急手当を行い、医師の手当を必要とする者があるときは最寄りの医療施設等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長、警察官等から避難命令が出された場合や避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対する避難準備情報が出された場合には、地域住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人、その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

避難の実施にあたっては、次のことを留意する。

(ア) 避難誘導責任者は、次のような危険がないことを確認しながら実施する。

・市街地	……………	火災、落下物、危険物、路面凍結
・山間部・起伏の多いところ	………	がけ崩れ、地滑り、雪崩、吹きだまり、 路面凍結
・低地	……………	浸水、たまり水凍結

避難誘導にあたっては、危険防止のため避難路は1ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておく。特に、冬期は積雪や路面凍結で足元が危ないので、十分に注意を払う必要がある。

(イ) 住民が避難するときに不必要なものを携帯していくことは、火災による危険性を増大する要因になりかねないので、十分注意する。

オ 給食・救護物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってく

るので、町が実施する救援物資の配布活動に協力する。

(3) 避難行動要支援者の援護活動

災害時には、避難行動要支援者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。

5 自主防災組織の育成支援

町は、自主防災組織の育成を図るため、次による支援を行う。

(1) 自主防災組織育成のための職員派遣

ア 要請による講習会等の防災知識の普及活動

イ 防災訓練等の指導

ウ 防災計画立案等の指導及び助言

(2) 自主防災組織への資料提供

ア 防災知識普及に関する資料

イ 防災組織の結成及び育成に関する資料

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策により確立される。

このため「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、道道、町道等の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難場所、避難路の確保

積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等として、ガス式発電機の設置に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第18節 町民の心構え

町民は、「自助、共助」「備えあれば憂いなし」が基本であるとの自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが大切である。

災害発生時には、家庭または職場において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害を最小限に止めるために必要な措置をとるものとする。

1 家庭における措置

平常時の心得

- ・ 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を話し合い確認する。
- ・ がけ崩れ、津波、出水、火山噴火等に注意をする。
- ・ 建物の補強、家具等の固定をする。
- ・ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ・ 消火器等の用意をする。
- ・ 非常用食料、飲料水、救急用品、非常用持出品等を準備する。
- ・ 防災講演会、研修会等や地域の防災訓練に参加する。
- ・ 配布される広報紙、防災ハンドブック、ハザードマップ等をよく読む。
- ・ 隣近所と災害時の協力等について話し合う。

災害発生時の心得

- ・ まず我が身の安全を図る。
- ・ がけ、海岸、河岸等危険な場所には近寄らない。
- ・ 地すべり、がけ崩れ、津波、土石流・泥流、火山噴火現象等に注意する。
- ・ 皆が協力しあって、応急救護を行う。
- ・ 防災行政無線、ラジオ、テレビ等により正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、冷静な行動をとる。
- ・ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

平常時の心得

- ・ 消防計画、予防規定などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- ・ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ・ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- ・ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

災害発生時の心得

- ・ すばやく火の始末をすること。
- ・ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ・ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- ・ 正確な情報を入手すること。
- ・ 近くの職場同志で協力し合うこと。